



或鉄道財團ノ代価ノミヲ配当スヘキトキハ抵當權者ハ其ノ代価ニ付債權ノ全部ノ弁済ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ次ノ順位ニ在ル抵當權者ハ前項ノ規定ニ從ヒ右ノ抵當權者カ他ノ鐵道財團ニ付弁済ヲ受クヘキ金額ニ満ツル迄之二代位シテ抵當權ヲ行フコトヲ得

**第二十四条** 前条ノ規定ニ從ヒ代位ニ因リテ抵當權ヲ行フ者ハ其ノ抵當權ノ登録ニ其ノ代位ヲ附記スルコトヲ得

**第二十五条** 抵當權者ハ鉄道財團ノ代價ヲ以テ弁済ヲ受ケサル債權ノ部分ニ付テノミ他ノ財產ヲ以テ弁済ヲ受ケルコトヲ得

前項ノ規定ハ鐵道財團ノ代價ニ先チテ他ノ財產ノ代價ヲ配当スヘキ場合ニハ之ヲ適用セス但シ他ノ債權者ハ抵當權者ヲシテ前項ノ規定ニ從ヒ弁済ヲ受ケシムルカ為之ニ配当スヘキ金額ノ供託ヲ請求スルコトヲ得

**第二十五条ノ二** 一定ノ範囲ニ属スル不特定ノ債權ヲ極度額ノ限度ニ於テ担保スル為設定セラレタル抵當權(以下根抵當權ト称ス)ニ付テハ民法第三百九十八条の二第二項及第三項並三第三百九十八条の三乃至第三百九十八条の二十二ノ規定ヲ準用ス

**第二十六条** 株式会社ニ非サル鉄道事業者ノ鉄道ノ抵當ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ル

**第二十六条ノ二** 軌道法(大正十年法律第七十六号)第三条ノ特許ヲ受ケタル者ガ鉄道事業法第六十二条第一項ノ許可ヲ受ケタル者ガ軌道事業ヲ営業ニ變更シタル場合ニ於テハ當該軌道事業ヲ営ム者ノ軌道ニ付明治四十二年法律第二十八号ノ規定ニ依リテ為シタル処分、手続、登録其ノ行為ハ鉄道抵當法中之ニ相違スル規定ニ依リテ之ヲ為シタルモノト看做ス

前項ノ場合ニ於ケル登録ニ關シ必要ナル事項ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

**第二章 登録**

**第二十七条** 登録ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外当事者ノ申請又ハ官序若ハ公署ノ嘱託ニ因リテ之ヲ為ス

設ク

**第二十八条ノ二** 国土交通大臣ハ鉄道財團ノ設定ヲ認可シタルトキハ鉄道財團設定ノ登録ヲ為ス

鉄道財團設定ノ登録ハ鉄道抵當原簿ニ左ノ事項ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

**第二十九条** 鉄道財團ノ分割シテ其ノ一部ヲ乙鉄道財團ト為ス場合ニ於テハ分割ノ登録ハ甲鉄道財團ノ分割又ハ合併ヲ認可シタルトキハ鉄道財團ノ張、分割又ハ合併ノ登録ヲ為スベシ

**第三十条** 國土交通大臣ハ鉄道財團ノ属スル線路ノ表示ヲ変更シ且拡張ノ登録ハ鉄道財團ノ用紙中鉄道財團ニ属スル線路ノ表示ヲ変更シ且拡張ノ登録ハ鉄道財團ノ用紙中鉄道財團ノ旨及登録ノ年月日ヲ記載スル旨

**第三十一条** 國土交通大臣ハ鉄道財團ノ属スル線路ノ表示ヲ変更シ且拡張ノ登録ハ鉄道財團ノ用紙中鉄道財團ノ旨及登録ノ年月日ヲ記載スル旨

**第三十二条** 國土交通大臣ハ鉄道財團ノ属スル線路ノ表示ヲ変更シ且拡張ノ登録ハ鉄道財團ノ用紙中鉄道財團ノ旨及登録ノ年月日ヲ記載スル旨

**第三十三条** 國土交通大臣ハ鉄道財團ノ属スル線路ノ表示ヲ変更シ且拡張ノ登録ハ鉄道財團ノ用紙中鉄道財團ノ旨及登録ノ年月日ヲ記載スル旨

**第三十四条** 國土交通大臣ハ鉄道財團ノ属スル線路ノ表示ヲ変更シ且拡張ノ登録ハ鉄道財團ノ用紙中鉄道財團ノ旨及登録ノ年月日ヲ記載スル旨

**第三十五条** 鉄道財團ニ属スル線路ノ表示

**第三十六条** 左ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ直ニ其ノ旨ヲ管轄登記所ニ通知スヘシ但シ第二号ノ場合ニ於テハ新ナル管轄登記所ニノミ通知スベシ

**第三十七条** 鉄道財團ノ用紙ヲ閉鎖シタルトキ(前条後段ノ場合ヲ除ク)

**第三十八条** 鉄道財團ノ用紙ヲ閉鎖シタルトキハ此ノ登記官前条第一項第一号又ハ第二号ノ通知ヲ受ケタルトキハ同項第三号ノ通知ヲ通大臣ハ直ニ官報ヲ以テ其ノ旨ヲ公告スヘシ

**第三十九条** 登記シタル事項ニ变更ヲ生シ又ハ其ノ事項消滅シタルトキハ当事者ハ遅滞ナク变更又ハ消滅ノ登録ヲ申請スヘシ

**第四十条** 前項ノ申請書ニハ变更又ハ消滅ノ事由ヲ記載シ之ヲ証スル書面ヲ添附スヘシ

**第四十一条** 前項ノ記載ヲ变更スルコトヲ要スルニ至リタルトキハ其ノ記載ニ变更ヲ附記シ他ノ鉄道財團ニハ登録ト同一ノ効力ヲ生ス

**第四十二条** 前項ノ規定ハ鉄道財團ノ拡張、分割又ハ合併ノ登録ヲ為シタルトキニ之ヲ準用ス

**第四十三条** 鉄道財團目録ニ記載シタル事項ニ变更ヲ生シ又ハ其ノ事項消滅シタルトキハ会社ハ前条ノ効力ヲ生ス

**第四十四条** 鉄道財團ニ付抵當權ノ登録ガ全額抹消シラレタルトキ又ハ抵當權ガ第十三条ノ第三第二項ノ規定ニ依リ消滅シタルトキハ会社ハ鉄道財團消滅ノ登録ヲ申請スルコトヲ得

**第四十五条** 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十五年法律第四十二号)ノ規定ハ鉄道抵當原簿及鉄道財團目録ニ付テハ之ヲ適用セズ個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第五章第四節ノ規定ハ鉄道抵當原簿及鉄道財團目録ニ付テハ之ヲ適用セズ

原簿及鉄道財団目録ニ記録セラレタル保有個人情報（同法第六十条第一項ニ規定スル保有個人情報ヲ謂フ）ニ付テハ之ヲ適用セズ

**第三十九条** 鉄道抵当原簿ノ調製、鉄道財団目録ノ様式其ノ他登録ニ関スル細則ハ国土交通大臣之ヲ定ム

**第三章 強制競売及強制管理**

**第四十条** 鉄道財団ニ対スル抵当権ノ強制執行ハ強制競売又ハ強制管理ニ依リテ之ヲ為ス

抵当権者ハ自己ノ選択ニ依リ前項ニ掲ケタル箇ノ方法ヲ以テ又ハ二箇ノ方法ヲ併セテ強制執行ヲ為スコトヲ得

一箇ノ方法ヲ以テ又ハ二箇ノ方法ヲ併セテ強制執行ヲ為スコトヲ得

**第四十一条** 公証人ノ作成シタル公正証書ニ依ル抵当証書又ハ信託証書及ニ記載シ又ハ記録シタル事項ヲ変更スル契約証書ハ強制執行ニ關シテハ民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条第五号ニ規定スル執行証書ト看做ス

**第四十二条** 強制執行ハ鉄道財団ノ所有者タル会社ノ本店所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ管轄ニ専属性ス

**第四十三条** 強制競売ノ申立ハ書面ヲ以テ之ヲ為スヘシ

申立書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申立人又ハ其ノ代理人之三署名捺印スヘシ但シ署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得

一 債務者タル会社及鉄道財団ノ所有者タル会社ノ商号及其ノ本店ノ所在地

二 競売ニ付スヘキ鉄道財団ノ表示

三 競売ノ原因タル事由

四 年月日

五 裁判所

申立書ニハ執行文ヲ付シタル債務名義ノ正本（債務名義ニ係ル電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リテラル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラレルモノヲ謂フ以下同ジ）ガ裁判所ノ使用ニ係ル電子計算機（入出力装置ヲ含ム）ニ備フルファイアル（以下単ニファイルト称ス）ニ記録セラレタルモノナル場合ニ在リテハ記録事項証明書（民事執行法第十八条の二三規定スル記録事項証明書ヲ謂フ以下同ジ）債務名義ガ電磁的記録ヲ以テ作成セラレタル執行証書ナル場合ニ在リテハ公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十三条第一項第二号ノ書面又ハ同項第三号ノ電磁的記録）ノ外鉄道抵当原簿ノ添付スベシ但シ強制管理ノ開始アリタル場合ニ於テハ鉄道抵当原簿ノ添付スルコトヲ要セス

**第四十四条** 強制競売ノ申立ハ競落期日迄ハ競買人ノ同意アル場合ニ限り之ヲ取下クルコトヲ得

**第四十五条** 競売手続ノ開始ハ決定ヲ以テ之ヲ為ス

開始決定ハ電子決定書（民事執行法第二十条ニ於テ準用スル民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一百二十二条ニ於テ準用スル同法第二百五十二条第一項ノ規定ニ依リ作成セラレタル電磁的記録ヲ謂フ）ヲ作成シ之ヲ為スベシ

前項ニ規定スル電子決定書ニハ申立人ノ名稱、住所及第四十三条第二項第一号乃至第四号ニ掲ケタル事項ヲ記録スベシ

**第四十六条** 裁判所カ競売手続開始ノ決定ヲ為シタルトキハ直ニ鉄道抵当原簿ニ競売申立ノ登録ヲ為スヘキ旨ヲ國土交通大臣ニ嘱託スヘシ

国土交通大臣ニ於テ前項ノ嘱託ヲ受ケタルトキハ直ニ登録ヲ為シ其ノ旨ヲ裁判所ニ通知スヘシ

**第四十七条** 裁判所カ競売手続開始ノ決定ヲ為シタルトキハ直ニ鉄道抵当原簿ニ競売申立ノ登録ヲ為スヘキ旨ヲ國土交通大臣ニ嘱託スヘシ

前項ニ場合ニ於テ裁判所ハ鑑定人ノ意見ヲ聴キハキトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ更ニ競落期日迄ハキトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ更ニ競落期日迄ムヘシ

**第四十八条** 裁判所ハ競落期日ヲ定ムヘン

鑑定人ヲ選定シ競売ニ付スヘキ鉄道財団ヲ評価セシメ其ノ評価額ヲ以テ最低競売価額ト為スヘシ

**第四十九条** 裁判所ハ競落期日ヲ定メ官報ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

前項ノ公告ニハ左ノ事項ヲ掲載スベシ

一 競売ニ付スヘキ鉄道財団ノ表示

二 競落期日ノ場所、日時及入札締切ノ時

三 最低競売価額

四 競落期日ノ場所及日時

五 事件ノ記録ノ閲覧ヲ請求スベキ裁判所書記官ノ属スル裁判所

申立書ニハ執行文ヲ付シタル債務名義ノ正本（債務名義ニ係ル電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リテラル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラレルモノヲ謂フ以下同ジ）ガ裁判所ノ使用ニ係ル電子計算機（入出力装置ヲ含ム）ニ備フルファイアル（以下単ニファイルト称ス）ニ記録セラレタルモノナル場合ニ在リテハ記録事項証明書（民事執行法第十八条の二三規定スル記録事項証明書ヲ謂フ以下同ジ）債務名義ガ電磁的記録ヲ以テ作成セラレタル執行証書ナル場合ニ在リテハ公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十三条第一項第二号ノ書面又ハ同項第三号ノ電磁的記録）ノ外鉄道抵当原簿ノ添付スベシ但シ強制管理ノ開始アリタル場合ニ於テハ鉄道抵当原簿ノ添付スルコトヲ要セス

**第五十二条** 競売ハ入札ノ方法ヲ以テ之ヲ行フ

**第五十三条** 裁判所ハ競買人ノ面前ニ於テ入札ヲ開封スヘシ

競落ト為ルヘキ同価額ノ入札ニ二箇以上アルトキハ裁判所ハ同価額ノ競買人ヲシテ直ニ再度ノ入札ヲ為サシムヘシ

再度ノ入札ヲ為スモ仍同価額ノ入札アルトキハ裁判所ハ直ニ抽籤ヲ以テ最高価競買人ヲ定ムヘシ

**第五十四条** 削除

競落期日ニ於テ入札ナキトキ、許スヘシ

キハ裁判所ハ同価額ノ競買人ヲシテ直ニ再度ノ入札ヲ為サシムヘシ

再度ノ入札ヲ為スモ仍同価額ノ入札アルトキハ裁判所ハ直ニ抽籤ヲ以テ最高価競買人ヲ定ムヘシ

**第五十五条** 競落期日ニ於テ入札ナキトキ、許スヘシ

キハ直ニ登録ヲ為シ其ノ旨ヲ裁判所ニ通知スヘシ

**第五十六条** 入札ハ之ヲ変更シ又ハ取消スコトヲ得ス

入札ハ其ノ入札ヲ為シタル競買人以外ノ者ニ競落ヲ許ス決定力確定シタルトキ、競落ヲ許サル決定力確定シタルトキ又ハ競落ヲ為サスシテ競売手続ヲ終了シタルトキハ其ノ効力ヲ失フ

キ最低競売価額ヲ低減スルコトヲ得

**第五十七条** 裁判所ハ最高価競買人ノ名称及其ノ競買額ヲ表示シ競買ノ終局ヲ告知スヘシ

競買額ヲ表示シ競買ノ終局ヲ告知スヘシ

**第五十八条** 裁判所ハ最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ競買ニ関スル電子調書（期日又ハ期日外）ニ於ケル手続ノ方式、内容及経過等ノ記録及公証ノ為ニ此ノ法律其ノ他ノ法令ノ規定ニ依リ裁判所ガ作成シタル電磁的記録ヲ謂フ以下同ジ

一 競売ニ付セラレタル鉄道財団ノ表示

二 競売申立人ノ表示

三 入札及開札ノ日時

四 総テノ競買価額及競買人ノ名称、住所又ハ入札ナキコト、許スヘキ入札ナキコト若ハ最高競買価額ニ達スル入札ナキコト並第五十三条第二項又ハ第三項ノ手続ヲ為シタルコト

五 競売ノ終局ヲ告知シタル日時並最高価競買人ノ名称及其ノ競買価額

**第五十九条** 裁判所ハ前項ノ規定ニ依リ電子調書ヲ作成シタルトキハ最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ之ヲファイルニ記録スベシ

**第六十条** 裁判所ハ競落ニ関スル電子調書ヲ作成シタルトキハ最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ之ヲファイルニ記録スベシ

**第六十二条** 競落ノ許可ニ付異議ノ申立ヲ為シタル者ハ其ノ期日ニ出頭シタルモノト看做ス

前項ニ期日ニ出頭セズシテ同項ノ手続ニ関与シタル者ハ其ノ期日ニ出頭シタルモノト看做ス

**第六十三条** 競落代金ノ支払スル日ヨリ一週間に以内ニ之ヲ裁判所ニ支払フヘシ但シ債権者カ競落人タル場合ニ於テハ自己カ競落代金中ヨリ受取ルヘキ金額ヲ控除シ其ノ残額ノミヲ支払フヲ以テ足

**第六十四条** 競落ヲ許ス決定力確定シタルトキハ裁判所ハ其ノ決定ノ記録事項証明書ヲ國土交通大臣ニ送付スヘシ

**第六十五条** 競落代金ハ競落ヲ許ス決定力確定シタル日又ハ第七十三条ノ許可ヲ受ケタルコトヲ要スル者ニ在リテハ其ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ一周間に以内ニ之ヲ裁判所ニ支払フヘシ但シ債権者カ競落人タル場合ニ於テハ自己カ競落代金中ヨリ受取ルヘキ金額ヲ控除シ其ノ残額ノミヲ支払フヲ以テ足

**第六十六条** 競落代金ノ支払スル日ヨリ一週間に以内ニ之ヲ裁判所ニ支払フヘシ但シ債権者ニ付セラレタル鉄道財団ニ関スル権利ハ競落人ニ依リテ起起セラレタル会社ニ移転ス

抵当権ハ前項ニ依リ鉄道財団ニ関スル権利カ

所有者、抵当権者及競買人ガ音声ノ送受信ニ依リ同時ニ通話スルコトヲ得ル方法ニ依リテ競落期日ノ期日ニ於ケル手続ヲ為スコトヲ得

**第六十七条** 第七十三条ノ許可ヲ受ケサルトキハ裁判所ハ相当ト認ムルトキハ最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ裁判所並債務者、鉄道財団ノ

**第六十八条** 第七十三条ノ期間内ニ許可ノ申請ナキトキ又ハ

第六十五条ノ期間内ニ競落代金ノ支払ナキトキ



2 この法律による改正後の鉄道抵当法（以下「新法」という。）第八条第四項及び第十一条ノ二の規定は、この法律の施行前に抵当権の設定認可の申請又はこの法律による改正前の鉄道抵当法（以下「旧法」という。）第八条第二項の規定による申請があつた場合については、適用しない。

3 この法律の施行前に旧法第二十条第一項の規定による催告又は旧法第二十二条第一項の規定による催告の命令があつた場合には、この法律の施行後も、なお旧法第二十条又は第二十二条の規定を適用する。

4 この法律の施行の際現に未登録の第一順位の抵当権が存する場合には、監督官庁は、ただちに鉄道財團成立の登録をしなければならない。

5 旧法第三十条第一項第二号に掲げる事項の登録は、その効力を失う。

6 この法律の施行前に抵当権の消滅によりすでに消滅した鉄道財團の用紙の閉鎖については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 第二項から前項までの規定は、軌道財團及び運河財團について、前三項の規定は、自動車交通事業財團について準用する。

#### 附 則（昭和三四年四月二〇日法律第一四八号）抄

（施行期日）  
1 この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。（公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置）

7 第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附 則（昭和三八年七月九日法律第一一二六号）抄  
(施行期日)  
この法律は、商業登記法の施行の日（昭和三十九年四月一日）から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。  
(施行期日)  
四九号抄

（施行期日）  
1 この法律中、第一条、次条、附則第三条及び附則第六条の規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
附 則（昭和四六年六月三日法律第九九号）抄  
(施行期日)  
この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。  
第一条 この法律による改正後の民法（以下「新法」という。）の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行の際現に存する抵当権が根抵当であるもの（以下「旧根抵当権」という。）にも適用する。ただし、改正前の民法（以下「旧法」という。）の規定により生じた効力を妨げない。  
（新法の適用の制限）  
第三条 旧根抵当権で、極度額についての定めがない新法の規定に適合していないもの又は附記によらない極度額の増額の登記があるものについては、その極度額の変更、新法第三百九十八条の変更、新法第三百九十八条の十二の規定による根抵当権の譲渡、新法第三百九十八条の十三の規定による根抵当権の一部譲渡及び新法第三百九十八条の十四第一項ただし書の規定による定めは、することができない。

2 前項の規定は、同項に規定する旧根抵当権以外の旧根抵当権で、旧法第三百七十五条第一項の規定による処分に關しては、なお従前の例による。

（極度額についての定めの変更）  
第四条 旧根抵当権で、極度額についての定めが新法の規定に適合していないものについて準用する。ただし、極度額の変更及び新法第三百九十八条の十二第二項の規定による根抵当権の譲渡をすることは、妨げない。

（同一の債権の担保として設定された旧根抵当権の分離）  
第五条 同一の債権の担保として設定された数個の不動産の上の旧根抵当権については、元本の確定前に限り、根抵当権者及び根抵当権設定者の合意により、当該旧根抵当権を一の不動産に

第一 条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
附 則（昭和四四年八月一日法律第六八号）抄  
(施行期日)  
この法律中、第一、二条、附則第三条及び附則第六条の規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（元本の確定前に限り、その定めを変更して新法の規定に適合するものとすることができる。この場合においては、後順位の抵当権者その他の第三者の承諾を得ることを要しない。  
附記によらない極度額の増額の登記がある旧根抵当権については、元本の確定前に限り、根抵当権者及び根抵当権設定者の合意により、根抵当権者及び根抵当権設定者を新法の規定による独立の根抵当権とすることができる。この場合においては、旧根抵当権を目的とする権利は、当該増額に係る部分について消滅する。

2 前項の規定による分割をする場合には、増額に係る部分を目的とする権利を有する者その他に係る部分を有する者の承諾を得なければならぬ。  
（元本の確定すべき期日に關する経過措置）  
第六条 この法律の施行の際旧根抵当権について現に存する担保すべき元本の確定すべき時期に関する定め又はその登記は、その定めにより元本が確定することとなる日をもつて新法第三百九十八条の六第一項の期日とする定め又はその登記とみなす。ただし、その定めにより元本が確定することとなる日がこの法律の施行の日から起算して五年を経過する日より後であるときは、当該定め又はその登記は、当該五年を経過する日をもつて同項の期日とする定め又はその登記とみなす。

（旧根抵当権の消滅請求に關する経過措置）

第七条 この法律の施行前から引き続き旧根抵当権の担保すべき債務を弁済するについて正当な利益を有していた者が、この法律の施行後元本の確定前にその債務を弁済した場合における代位に関しては、なお従前の例による。

（旧根抵当権の処分に關する経過措置）

第八条 この法律の施行前に元本の確定前の旧根抵当権についてされた旧法第三百七十五条第一項の規定による処分に關しては、なお従前の例による。

（同一の債権の担保として設定された旧根抵当権の分離）

第九条 同一の債権の担保として設定された数個の不動産の上の旧根抵当権については、元本の確定前に限り、根抵当権者及び根抵当権設定者の合意により、当該旧根抵当権を一の不動産に

第一 条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第十五号）附則第一条から前条までに定めるもの（ほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。）の施行の日から施行する。

ついて他の不動産から分離し、これらの不動産の間に、新法第三百九十二条の規定の適用がないものとすることができる。ただし、後順位の抵当権者その他の利害の関係を有する者の承諾がないときは、この限りでない。

2 前項の規定による分離は、新法第三百九十八条の十六の規定の適用に關しては、根抵当権の設定とみなす。

（元本の確定の時期に關する経過措置）

第十条 この法律の施行前に、新法第三百九十八条の二十第一項第一号に規定する申立て、同項第二号に規定する差押え、同項第三号に規定する競売手続の開始若しくは差押え又は同項第四号に規定する破産手続開始の決定があつた旧根抵当権で、担保すべき元本が確定していないものについては、この法律の施行の日にこれら

の事由が生じたものとみなして、同項の規定を適用する。

（旧根抵当権の消滅請求に關する経過措置）

第十一条 極度額についての定めが新法の規定に適合していない旧根抵当権については、その優先権の限度額を極度額とみなして、新法第三百九十八条の二十二の規定を適用する。

（鉄道抵当法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 前条の規定による鉄道抵当法の一部改正に伴う経過措置については、附則第二条から附則第十一条までの規定の例による。

（旧根抵当権の消滅請求に關する経過措置）

第十九条 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄  
(施行期日)

この法律は、昭和六一年一二月四日法律第九

第一条の施行の日から施行する。

（政令への委任）

第十八条号の施行の日から施行する。

（政令への委任）

附則第一条から前条までに定めるもの（ほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。）の施行の日から施行する。

（政令への委任）

第十五条 附則第一条から前条までに定めるもの（ほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。）の施行の日から施行する。

<p><b>附 則</b> (平成七年五月八日法律第八五)</p> <p>(施行期日) <b>抄</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>(鉄道抵当法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p><b>第二条</b> 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の鉄道抵当法(以下この条において「旧鉄道抵当法」という。)第二条ノ二第一項の規定により成立している鉄道財團は、第一条の規定による改正後の鉄道抵当法(以下この条において「新鉄道抵当法」という。)第二条ノ二第一項の規定による認可を受けて設定された鉄道財團とみなす。</p> <p>2 第一条の規定の施行前に旧鉄道抵当法第五条の規定により受けた抵当権設定の認可であつて旧鉄道抵当法第二条ノ二第一項の規定による鉄道財團の成立に係るもの(第一条の規定の施行の際現に有効であるものに限る。)は、当該抵当権設定の認可を受けた抵当権設定の認可であつて旧鉄道抵当法第二条ノ二第一項の規定による鉄道財團の成立に係るもの(第一条の規定の施行の際現に有効であるものに限る。)は、当該抵当権設定の認可を受けた日に新鉄道抵当法第二条ノ二第一項の規定により受けた鉄道財團設定の認可とみなす。</p> <p>3 第一条の規定の施行の際現にされている旧鉄道抵当法第七条第一項の規定による抵当権設定の認可の申請とみなす。</p> <p>4 第一条の規定の施行の際現にされている旧鉄道抵当法第二十八条ノ二の規定による鉄道財團の登録は、新鉄道抵当法第二十八条ノ二の規定による鉄道財團設定の登録とみなす。</p> <p>5 第一条の規定による認可を受けた設定されている旧鉄道抵当法第七条第三項の規定による認可を受けた設定の申請とみなす。</p> <p>6 前各項並びに附則第五条及び第六条の規定は、軌道財團及び運河財團について準用する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一一年五月一四日法律第四)</p> <p>(施行期日) <b>抄</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二)</p>
---

<p><b>号</b> <b>抄</b></p> <p><b>第一条</b> この法律(第二条及び第三条を除く。)の施行の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)</p> <p>(施行期日) <b>抄</b></p> <p><b>第一条</b> この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。</p> <p>1 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)の施行日</p> <p>2 第一千三百五条、第千三百六条、第千三百二十九条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定(公布の日)</p> <p><b>附 則</b> (平成一四年五月二九日法律第四五号)</p> <p>(施行期日) <b>抄</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超過しない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一四年六月一二日法律第六五号)</p> <p>(施行期日) <b>抄</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、新鉄道抵当法の施行の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一四年七月三一日法律第一〇〇号)</p> <p>(施行期日) <b>抄</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の施行の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一四年七月三一日法律第一〇〇号)</p> <p>(施行期日) <b>抄</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。</p>
--

<p><b>号</b> <b>抄</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、新信託法の施行の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一八年一二月一五日法律第一一〇九号)</p> <p>(施行期日) <b>抄</b></p> <p><b>第一条</b> この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p><b>附 則</b> (平成一六年六月一八日法律第一二四号)</p> <p>(施行期日) <b>抄</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一六年一二月一〇日法律第一四五号)</p> <p>(施行期日) <b>抄</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一六年一二月一〇日法律第一五六号)</p> <p>(施行期日) <b>抄</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一七年七月二六日法律第八七号)</p> <p>(施行期日) <b>抄</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、会社法の施行の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一七年一〇月二一日法律第一一〇二号)</p> <p>(施行期日) <b>抄</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。</p>
--

<p><b>号</b> <b>抄</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、令和三年五月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和三年五月一九日法律第三七一〇九号)</p> <p>(施行期日) <b>抄</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、新信託法の施行の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二八年五月二七日法律第五一〇九号)</p> <p>(施行期日) <b>抄</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>1 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五条、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の二十七の項の改正規定を除く。)に限る。並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定)に定める。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>2 第二百四十二条の規定(この法律の公布の日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定を定めは、公布の日から施行する。</p> <p>3 第二百四十二条の規定(この法律の公布の日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定を定めは、公布の日から施行する。</p> <p>4 第一百七十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三十条、第五十六条、第七条(第三項を除く。)、第十三条、第十四条、第十八条(戸籍法第二百二十九条の改正規定(戸籍の下に「正本及び」を加える部分を除く。)に限る。)、第十九条から第二十一条まで、第二十</p>
---

